

安堵町告示第 21 号

安堵町公共施設機械警備業務委託事業について、条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び安堵町契約規則（昭和 43 年安堵村規則第 5 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 2 年 4 月 14 日

安堵町長 西本 安博

入 札 公 告

1. 入札に付すべき事項

- (1) 件 名 安堵町公共施設機械警備業務委託事業
- (2) 履行場所 安堵町内公共施設 11 施設
- (3) 履行期間 令和 2 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで
- (4) 入札回数 2 回

2. 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 警備業法第 40 条（機械警備業務の届出）に規定する届出を奈良県公安委員会に行っていること。
- (4) 警備業法第 43 条（即応体制の整備）及び「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和 58 年奈良県公安委員会規則第 1 号）」に基づく即応体制が整備されていること。
- (5) 公告の日から入札の日において、地方公共団体等での入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- (6) 過去 2 年以内に奈良県内の地方公共団体で機械警備業務を行った実績があり、契約実績から確実に契約を締結し業務が遂行できることを証明できる者であること。

3. 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958

安堵町役場 総務部総務課

電話 0743-57-1512（ダイヤルイン）

メール soumu@town.ando.lg.jp

4. 入札の場所及び日時

入札場所 安堵町役場 2 階 会議室

入札日時 令和 2 年 4 月 24 日（金）14:00

5. 入札及び開札方法

- (1) 上記 1. (1) の事業について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に消費税を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。
- (2) 開札は即時行う。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格でないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (4) 入札の回数は 2 回を限度とする。

6. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格を下回る価格を提示した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

7. 入札参加資格審査申請書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切日までの間に本町のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書等の様式を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

ホームページ URL : <http://www.town.ando.nara.jp/>

トップページ→「申請書ダウンロード」→「一般競争入札の公告について」に掲載

8. 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札への参加を希望する者は、次のアからサまでの必要書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。なお、本町の「令和2・3年度物品・役務指名競争入札登録業者」に登録されている者については、提出書類のうち、オ・カ・キ・ク・コ・サまでの書類の提出は不要です。

ア 安堵町公共施設機械警備業務委託事業入札参加資格審査申請書（様式第1）

イ 業務実績調書（様式第2）及びこれを証明する契約書の写し等

ウ 警備業法第40条（機械警備業務の届出）に規定する届出書の写し

エ 警備業法第43条（即応体制の整備）に係る即応体制（任意様式）

オ 登記簿謄本又は住民票

カ 印鑑証明書 ※様式第1で押印した印鑑

キ 消費税・地方消費税の納税証明書（国税）※法人においては、「その3の3」未納税額のない証明書

ク 直近2年間の納税証明書（都道府県税）※法人においては、滞納のない証明書

ケ 誓約書（様式第3）

コ 使用印鑑届（様式第4）

サ 委任状（本店→支店）（様式第5）

また、ア、イ、ケ、コ、サは指定様式で押印済みのもの、オからクまでは概ね3ヶ月以内官公署発行のもので写し可とする。

- (2) 入札参加資格審査申請書類は、入札参加資格審査申請期限までに安堵町役場総務課に持参して提出しなければならない。

- (3) 入札参加資格申請の結果は、受け付けしたその場で文書により通知する。

- (4) 申請書提出にあたって、次の項目に該当するものは、申請が無効になるので注意すること。

ア 提出書類に不備がある場合（期間内の再提出は可能）

イ 提出書類を指定方法以外で提出した場合

ウ 受付期間を経過した場合

エ 代表者が同一である法人が重複して申請した場合

9. 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日から令和2年4月23日（木）までの9：00から12：00まで（土日祝除く）

- (2) 受付場所 安堵町役場 2階 総務課窓口

奈良県生駒郡安堵町東安堵958

10. 入札に係る資料配布日時及び場所

入札書等の入札関係資料は、入札参加資格を認められた者に対して、下記の書類を配付する。なお、設置図面及び既設機器等撤去費用については期間内（上記9. 入札参加資格審査申請受付と同じ）の閲覧のみとする。

○配付資料 入札書、委任状（代表→委任者）、仕様書

○閲覧資料 警報機器等設置図面、既設機器等撤去費用

11. 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が下記のとおり電子メールによる行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。

ア 受付期間 公告の日より令和2年4月23日（木）の12：00まで

イ 問合せ先 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958

安堵町役場 総務部総務課

電話 0743-57-1512（ダイヤルイン）

メール soumu@town.ando.lg.jp

12. 入札保証金

安堵町契約規則第4条から第6条の規定に基づき、免除とする。ただし、必要と認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることができる。

13. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格の無い者がした入札、虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととする。

14. 契約の締結

- （1）契約に係る事務は一元的に安堵町総務部総務課が行うこととし、契約は安堵町長と落札者で締結することとする。なお、支払い方法は仕様書による。
- （2）本契約は、安堵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び条例施行規則に基づく長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削減のあった場合、契約を変更又は解除することがあります。

15. その他

入札の参加人数は、1業者1人とする。